木造住宅の耐震化を支援します！

1995年に発生した阪神・淡路大震災では多くの人が犠牲となり、その亡くなられた人の大半は建物などの倒壊による圧迫死・窒息死によるものとされています。

また、その後も国内各地で地震が発生している中で、既存住宅の安全確認・補強などの早急な対応が必要であると指摘されています。地震から生命および財産を守るためには、もしものときに備えて、建物の現状を把握し耐震対策をすることが重要です。

木造住宅耐震化等促進事業補助制度

浜田市では、「浜田市建築物耐震改修促進計画」に基づき、地震などによる木造住宅の倒壊を防止し、その安全性の向上を図るために、『耐震診断』や『耐震改修』などを行う住宅の所有者に対して、その事業に要する費用の一部を補助する制度を設けています。

■補助の対象となる事業

補助の対象となる事業と内容は次のとおりです。

耐震診断事業　現地調査や構造計算によって、建物に耐震性があるかを建築士に判定してもらう。

補強計画策定事業　耐震診断の結果、耐震性なしと判断された場合に、補強方法を設計してもらう。

耐震改修事業　策定された補強計画に基づき、耐震改修(補強)工事を行う。

解体助成事業　耐震診断の結果、耐震性なしと判断された場合に、建物全部を解体する。

■補助の対象となる住宅

次のいずれにも該当する木造住宅が対象となります。

- 市内にある木造住宅で階数が2以下のもの
- 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- 耐震診断の結果、上部構造評点が「倒壊する可能性がある」レベルである1.0未満と判定されたもの （耐震診断事業の場合は除く）

■補助率と補助限度額

補助対象経費に補助率を掛けた金額が、補助金になります。

対象事業	補助対象経費	補助率	1棟当たりの補助限度額
耐震診断	耐震診断に要する経費	10分の9	6 万円
補強計画策定	補強計画策定に要する経費	3分の2	40 万円
耐震改修	耐震改修工事に要する経費(工事に伴い必要となる撤去、復旧などに要する経費を含む。)	100分の23	80 万円
解体助成	住宅のすべてを除却するために要する経費	100分の23	40 万円

■申込方法

必要な図面や書類を添えて、所定の申請書に必要事項を記入の上、提出してください。

※ 申請様式は、浜田市ホームページ⇒住まい⇒支援事業や制度⇒木造住宅耐震化等促進事業 からもダウンロードできます。

■問い合わせ先

本庁建築住宅課（TEL 25-9632）

耐震改修によって税金が控除・減額されます

住宅の耐震化を進めるために、税制の特例措置が設けられています。

■所得税の特別控除

令和3年12月31日までに耐震改修を行った場合には、耐震改修に要した費用の額と、改修に係る標準的な工事費用相当額とのいずれか少ない金額の10%相当額（25万円が上限）を所得税額から控除することができます。

■固定資産税の減額

既存の住宅を耐震改修した場合、一定の期間、一定の部分の固定資産税が2分の1に減額されます。

■税金に関する問い合わせ先

本庁税務課（TEL 25-9230）

リフォームとあわせて耐震改修もしましょう！

子育て世帯、高齢者、障がい者、U･Iターン者のいる住宅は、住宅リフォーム助成を受けることができます。

リフォームと耐震改修の両方の補助を受けることも可能です。

■住宅リフォーム助成事業

補助対象工事　市内の工務店等を利用して行う20万円以上のリフォーム工事

補助金額　補助対象工事に要する費用の10分の1（20万円を上限）